

女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画

全ての社員が職場において能力を十分に発揮出来る、働きやすい環境を整備するため、次のように行動計画を策定します。

1 計画期間 2022年4月1日～2025年3月31日まで

2 女性活躍推進法に基づく行動目標

目標1：全社員の年次有給休暇取得率を90%以上にします。

<取組内容>

- ・年間2回以上の3日連続休暇の取得を推奨します。

目標2：仕事と子育てとの両立に資する環境整備を行います。

<取組内容>

- ・2022年4月～フレックスタイム制度の検討及び導入開始（2024年4月導入完了）

3 次世代育成支援対策推進法に基づく行動目標

目標3：育児休職または看護休暇の取得状況を次の水準以上にします。

男性…計画期間中に1人以上の取得

女性…取得率80%以上

<取組内容>

- ・「“仕事と家庭”ワーク・ライフ・バランスガイド」を活かし、対象社員への説明並びに管理者を対象に男性も育児休業を取得できることを周知します。

4 女性の活躍に関する情報公表

管理職に占める女性労働者の割合（2024年4月実績） … 43.2%

以上